

## 西尾市道路公園等維持管理業務契約約款

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果品」という。）がある場合にあっては、その成果品を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の現場代理人に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の現場代理人は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者とが協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 12 この約款に定める指示、催告、請求、報告、申し出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という）は、書面により行わなければならない。
- （権利義務の譲渡等）
- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務は、これを第三者に譲り渡し又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 発注者は、この契約の成果品を使用し、又はその内容等を変更することができる。
- 3 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(一括委任、又は一括下請の禁止)

第3条 受注者は、業務の全体又は、大部分を一括して第三者に委任し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督職員)

第4条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面により職氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるものほか、設計図書に定められた事項の範囲内において、受注者又は受注者の現場代理人に対し契約の履行についての指示、承諾又は協議を行うものとする。

(現場代理人等)

第5条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、書面により氏名を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者

2 現場代理人は、この契約書に基づき、業務全般の掌握並びに作業従事者の指揮監督を行わなければならない。

3 受注者は、現場代理人を現場に常駐させ、業務に従事させるとともに、業務の履行に際し受注者は、必要に応じて主任技術者を定め、業務全般の掌握及び現場技術員の指揮監督を行わなければならない。

(現場代理人等に関する措置請求)

第6条 発注者又は監督職員は、現場代理人又は主任技術者（以下「現場代理人等」という。）について業務の施行につき著しく不適当と認められるときには、受注者に対してその事由を明示した書面により、その変更を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、貸与品及び成果品（業務履行過程において知り得た情報を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(計画書等の提出)

第8条 受注者は、設計図書に基づき業務計画書及び資金計画書を発注者に提出し承認を受けなければならない。また、第9条及び第10条により変更したときも、同様とする。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、履行期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(条件変更等)

第10条 受注者は、業務の遂行にあたり、業務の内容等について、予期することができない特別の状態が生じたときは、直ちに書面により発注者に通知し、その確認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項の事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果を受注者に通知し、必要があると認められるときは、業務の内容等の変更又は訂正を行わなければならない。

3 前項の規定により業務の内容等の変更又は訂正がなされた場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して履行期限及び契約金額を変更しなければならない。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない時はこの限りでない。

2 前項の場合においては、受注者はそのとった措置について遅滞なく監督職員に書面により報告しなければならない。

(受注者の請求による期間の延長)

第12条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない事由、その他正当の事由により指定期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を明らかにした書面により期間の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを書面により定めるものとする。

(一般的損害)

第13条 業務の完了前に、業務について生じた損害、その他業務の実施に関する生じた損害（次条に規定する損害を除く）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、発注者と受注者とが協議して発注者の負担額を定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第15条 受注者は、承認された資金計画により、業務が完了又は一部完了したときは、発

注者に業務完了（一部完了）報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上当該業務について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり手直しを命じられたときは、受注者は遅滞なくその手直しを行い発注者に対して手直し完了報告書を提出して再検査を受けなければならぬ。この場合における再検査は、前2項の規定に準じて行うものとする。
- 4 受注者は、検査に合格した日をもって業務の完了とし、成果品がある場合には、遅滞なくこれを発注者に引渡すものとする。

（代金の支払い）

第 16 条 受注者は、前条の検査に合格したものについては、月ごとに取りまとめ所定の手続きに従って代金を請求することができる。

- 2 発注者は、前項による適正な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に代金を支払わなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 17 条 受注者の責めに帰すべき事由により、発注者の指示する期間内に業務を完了することができない場合において、期間後に完了する見込みがあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、指示した業務の数量に契約金額を乗じて得た額（1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。
- 3 前項の損害金に 100 円未満の端数があるとき、又は損害金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により前条に規定する代金の支払いが遅れた場合には、受注者は発注者に対して契約日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の請求をすることができる。

（発注者の解除権）

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 特定の理由がなくて、監督職員の指示に従わず業務を行わないとき。
  - (2) 第 2 条及び第 3 条の規定に違反したとき。
  - (3) 前各号のほか、受注者又は現場代理人等が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項により契約を解除した場合においては、第 15 条の規定による検査を受けたものが

あるときは、発注者はその完了部分に相当する代金額を支払うものとする。

3 第1項の規定により、発注者が契約を解除したときは、受注者は契約金額に予定業務の残量を乗じて得た額の10分の1を違約金として、発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

第19条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第20条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により業務を施行することが不可能となったときは契約を解除することができる。

2 第18条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(契約不適合責任)

第21条 発注者は、成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し第15条第4項の引き渡しの日から1年間、その契約不適合の補修について請求することができる。

(談合その他不正行為に係る措置)

第22条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの)をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- （暴力団等排除に係る措置）
- 第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知り

ながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 発注者は、前2項の規定により契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
- 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第 24 条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者への報告及び警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、西尾市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

(談合又は暴力団等排除に係る解除)

第 25 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 22 条及び第 23 条の規定により契約を解除することができる。

- 2 発注者は前項の規定により契約を解除したことにより、受注者に損害を及ぼしても発注者はその責めを負わない。
- 3 発注者は、契約を解除するときは契約解除通知書によりその旨を受注者に通知しなければならない。

(賠償金等)

第 26 条 受注者は、第 22 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、第 22 条第 1 項第 1 号から第 3 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。
  - (1) 第 22 条第 1 項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。

- (2) 第22条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行なっていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

第27条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで契約日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき契約日における支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約外の事項)

第28条 この約款及び西尾市契約規則に定めない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

附 則

- 改正 この契約約款は平成21年4月1日から施行する。
- 改正 この契約約款は平成22年4月1日から施行する。
- 改正 この契約約款は平成22年6月1日から施行する。
- 改正 この契約約款は平成23年4月1日から施行する。
- 改正 この契約約款は平成24年4月1日から施行する。
- 改正 この契約約款は平成25年4月1日から施行する。
- 改正 この契約約款は平成26年4月1日から施行する。
- 改正 この契約約款は平成28年4月1日から施行する。
- 改正 この契約約款は令和2年7月1日から施行する。
- 改正 この契約約款は令和3年4月15日から施行する。
- 改正 この契約約款は令和6年4月1日から施行する。